

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 子育て課)

1 ひとり親家庭の福祉

母子家庭の自立を促進するために、昭和39年に母子及び寡婦福祉法（現在は母子及び父子並びに寡婦福祉法）が制定されましたが、近年における離婚の急増等、ひとり親家庭、特に母子家庭をめぐる諸状況の変化に鑑み、平成15年に大幅に法改正されました。母子家庭等の自立に向けて、生活の安定向上と児童福祉に努めています。

(1) ひとり親家庭の状況

(令和3年3月31日現在)

ひとり親家庭 になった理由		28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
		世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数	世帯数	児童数
死 別	交通事故	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	44	76	45	66	46	64	38	52	36	49
	合計	45	77	45	66	46	64	38	52	36	49
離 婚		502	799	510	774	506	779	485	752	469	752
障 害		3	6	2	3	4	8	4	8	3	6
遺 棄		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未 婚		59	91	72	104	78	113	80	111	90	106
そ の 他		1	1	1	1	2	3	0	0	1	1
合 計		610	974	630	948	636	967	607	923	599	914

(児童扶養手当、愛知県遺児手当、碧南市こどもすこやか手当の対象世帯等)

(2) 母子・父子自立支援員

ア 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、総合的な相談窓口となり、ひとり親家庭の生活全般にわたって相談に応ずるとともに自立生活に必要な指導を行っています。

- (ア) 各種母子家庭等の支援策に関する情報提供
- (イ) 子育てや生活支援についての相談
- (ウ) 就労（求職・転職）・資格取得・職業訓練に係る相談
- (エ) 養育費確保についての相談
- (オ) 母子父子寡婦福祉資金の貸付、償還に関する相談

イ 相談事業

(ア) ひとり親家庭相談…（母子・父子自立支援員）

- ・日 時 毎週月曜日から金曜日 午前9時～午後4時
- ・場 所 碧南市役所こども課

必要に応じて電話相談・家庭訪問を行っています。

ウ 相談指導件数

令和3年3月31日現在

区分 \ 年度	28年	29年	30年	元年	2年	
					件数	内、父子家庭
生活一般 相談	162	138	179	169	170	28
児童 相談	80	85	82	67	65	22
生活援護 相談	49	49	42	40	43	9
その他 相談	0	0	2	0	1	0
計	291	272	305	276	279	59

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 こども課)

(3) 母子父子寡婦福祉資金【県事業】

経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付が必要となったときは、母子父子寡婦福祉資金の貸付の相談に応じます。

＜貸付を受けられる方＞

ア 母子又は父子福祉資金

- (ア) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子又は父子
- (イ) (ア)が扶養している児童
- (ウ) 20歳未満の父母のいない児童

イ 寡婦福祉資金

- (ア) 子が20歳以上になったため、あるいは子がいないため母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）
- (イ) (ア)が扶養している子

貸 付 金 の 種

資金の種類	貸付対象			資金の内容等
	母子	父子	寡婦	
事業開始資金	母	父	本人	事業の開始するのに必要な設備、材料、商品等の購入資金
事業継続資金	母	父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金又は拡張資金
技能習得資金	母	父	本人	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金、又は高等学校で修学する場合に必要な資金
就職支度資金	母又は児童	父又は児童	本人	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住宅資金	母	父	本人	現在住んでいる住宅を増、改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入のために必要な資金
転宅資金	母	父	本人	住居の移転に伴う敷金、権利金等の一時金にあてるための資金
医療介護資金	母又は児童	父又は児童	本人	医療及び介護を受けるのに必要な資金で健康保険の自己負担分等にあてるための資金
生活資金	母	父又は児童	本人	技能習得期間中、医療若しくは介護を受けている期間中もしくは失業している期間中、及び、母子家庭又は父子家庭となって7年未満世帯の生活資金
結婚資金	母	父	本人	児童または子が婚姻するのに必要な資金
修学資金	児童	児童	子	高等学校、大学、大学院、又は専修学校就学中の学費等に必要な資金
就学支度資金	児童	児童	子	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、専修学校修業施設へ入学に必要な資金
修業資金	児童	児童	子	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するのに必要な授業料、材料費、交通費等の資金（修業施設在生児）
臨時児童扶養資金	母	父	—	児童の扶養又は生活の安定と向上に必要な資金

各資金の貸付限度額や内容の詳細については、こども課母子・父子自立支援員にお問い合わせください

さい。

ウ 母子・寡婦福祉資金貸付状況

単位：千円

年度 区分	28 年		29 年		30 年		元年		2 年	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修学資金	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,530
就学支度資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
転宅資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 碧南市の母子家庭等福祉事業

ア 日常生活支援事業

母子家庭の母、寡婦および父子世帯の父が疾病、事故、災害等により一時的に生活援助、保育サービス等が必要な場合、家庭生活支援員を派遣しています。

*利用者の負担額（1時間当り）

派遣世帯の区分	子育て支援	生活援助
生活保護法による被保護世帯及び当該年度分の市民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	70円	150円
その他の世帯	150円	300円

イ 母子家庭等自立支援給付金

母子家庭の母及び父子世帯の父が、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした自立支援給付金を支給しています。

(ア) 自立支援教育訓練給付金

経済的自立のために県指定の職業能力開発のための講座を受講した場合、受講終了後に、本人が支払った60%に相当する額、最高200,000円の教育訓練給付金を支給します。（12,000円を越えない場合は給付しない。）

(イ) 高等職業訓練促進費

就職に有利な資格取得訓練受講中の生活の安定を図るため、1年以上養成機関で修業し資格取得が見込まれる場合、一定期間について高等技能訓練促進費を支給します。

以下の資格について、受講期間の全期間48ヶ月を上限として、月額100,000円支給します。なお、市民税課税世帯については、月額70,500円支給します。ただし、課程修了までの期間の最後の12か月については、月額140,000円（市民税課税世帯は110,500円）を支給します。また、高等職業訓練修了支援給付金として50,000円（市民税課税世帯は25,000円）を支給します。

・看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等

ウ 碧南市母子等自立支援プログラム策定事業

母子家庭又は父子家庭の自立を促進するため、児童扶養手当で受給者に対し、きめ細やかで継続的な自立、就業支援を実施することを目的とし、個別に支援プログラムを策定します。

(ア)母子等自立支援プログラム策定事業

個々のひとり親家庭の生活状況や、自立及び就労に対する阻害要因等を把握し、自立支援プログラムを策定し、その計画に基づいた支援を行います。

(イ)母子等自立支援プログラム策定給付金事業

母子等自立支援プログラム策定事業を利用し、一定の就労に就いた者に対し、その就労が6ヶ月継続した時に給付金20,000円を支給し、就労に通じた自立の促進を図ります。

(5) ひとり親家庭の手当

ア 児童扶養手当（国の制度）

父又は母と生計を同じくしていない児童を扶養している者に手当を支給することにより、児童の福祉増進をはかるための制度です。

〈概要〉

（令和3年3月31日現在）

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
<p>次の要件に当てはまる18歳以下（18歳到達年度末日まで）の児童（障害児の場合は20歳未満）を監護している母、監護し、かつ生計を同じくしている父、又は養育者に対して支給する。</p> <p>1. 父母が婚姻を解消した児童 2. 父又は母が死亡した児童 3. 父又は母が重度の障害にある児童 4. 父又は母が生死不明の児童 5. 父又は母から引続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母が引続き1年以上拘禁されている児童 7. 母が婚姻しないで生まれた児童</p>	<p>全部支給（月額） 児童1人 43,160円、 児童2人目 10,190円 加算、児童3人目以降は1人増すごとに6,110円加算</p> <p>※ 所得により手当額は全部又は一部支給停止</p> <p>※ 所得制限あり</p> <p>令和3年は令和2年度と同額</p>	<p>5月期 （3月～4月）</p> <p>7月期 （5月～6月）</p> <p>9月期 （7月～8月）</p> <p>10月期 （9月～10月）</p> <p>1月期 （11月～12月）</p> <p>3月期 （1月～2月）</p>	<p>1. 戸籍謄本 2. 預金通帳の口座番号 3. マイナンバーのわかるもの 4. その他申請理由に必要な関係書類</p>

〈対象者推移〉

令和3年3月31日現在

年度	区分	対象者数	児童数	手当額（1人当たり）
平成29年度		対象517 受給451	対象790 受給703	所得額により 42,290～9,980円
平成30年度		対象522 受給448	対象808 受給711	所得額により 42,500～10,030円
令和元年度		対象514 受給428	対象791 受給683	所得額により 42,910～10,120円
令和2年度		対象510 受給425	対象782 受給667	所得額により 43,160～10,180円

7 ひとり親家庭の福祉

(担当 とも課)

イ 愛知県遺児手当及び碧南市こどもすこやか手当

父又は母のいない児童を養育している保護者に手当を支給することにより、これらの児童の健全な育成を助長するため実施されている制度です。県、市とも手当が併給されます。

〈概要〉

対象者の範囲	手当の額	手当の支給	申請に必要なもの
市内に住所があり、次の要件にあてはまる18歳以下(18歳到達年度末日まで)の児童を監護・養育する者に対して支給する。 1. 父又は母が死亡した児童 2. 父又は母が重度の障害にある児童 3. 父母が婚姻を解消した児童 4. 父又は母が引き続き1年以上行方不明である児童 5. 父又は母に引き続き1年以上遺棄されている児童 6. 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童 7. 母が婚姻しないで生まれた児童	市こどもすこやか手当 月額2,500円 (県遺児手当の併給可能) ※ 所得制限あり 県遺児手当 児童1人につき 1～3年目 月額4,350円 4～5年目 月額2,175円 6年目以降 支給なし ※ 所得制限あり	5月期 (3月～4月) 7月期 (5月～6月) 9月期 (7月～8月) 10月期 (9月～10月) 1月期 (11月～12月) 3月期 (1月～2月)	1. 戸籍謄本 2. 預金通帳の口座番号 3. 所得証明書 (転入者・県遺児手当のみ) 4. マイナンバーのわかるもの (碧南市すこやか手当のみ) 5. その他申請理由に必要な関係書類

〈対象者推移〉

令和3年3月31日現在

区分 年度	県遺児手当		市こどもすこやか手当		手当額 (1人当り月額)	
	受給者数	児童数	受給者数	児童数	県	市
平成29年度	対象284	対象460	対象630	対象948	4,350	2,500
	受給245	受給406	受給553	受給849	2,175	
平成30年度	対象283	対象467	対象636	対象967	4,350	2,500
	受給261	受給439	受給559	受給871	2,175	
令和元年度	対象257	対象417	対象607	対象923	4,350	2,500
	受給236	受給389	受給531	受給823	2,175	
令和2年度	対象249	対象401	対象589	対象893	4,350	2,500
	受給227	受給366	受給507	受給775	2,175	

